

# 兼業・副業を通じた 創業・新事業創出に関する研究会 提言書（概要）

平成29年3月  
中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課  
経済産業政策局産業人材政策室

# 1 - 1. 研究会提言書の概要について

## はじめに ～兼業・副業を通じた創業・新事業創出社会の実現～

- 創業・新事業創出により、新たな需要と雇用が創出されることが、日本経済の活性化にとって極めて重要
- 日本再興戦略に掲げる開業率と起業活動指数の目標達成に向けた一層の取組が必要
- 創業を考える人そのものが少ない一方で、起業移行比率等は、G7諸国内で英国に次ぐトップレベル（GEM調査）
- 全就業者のうち副業を希望する就業者は約368万人（約5.7%）であり、兼業・副業の促進による創業促進効果は非常に大きい
- 「働き方改革」における重要なテーマの1つとして、当該研究会を実施。兼業・副業は、柔軟な働き方を実現するためにも重要

## 1. 兼業・副業の現状等

- **1.1 兼業・副業の実態**
  - ✓ 兼業・副業を禁止している企業の割合は、77.2%（リクルートキャリア社：2017年2月）
  - ✓ 就業規則において「禁止している」48.0%、「兼業・副業に関する規定自体ない」39.6%（リクルートキャリア社：2017年2月）
- **1.2 兼業・副業に関するメリット・デメリット・論点等**
  - ✓ 企業のメリット（人材育成、優秀な人材の獲得・流出防止、新たな知識・顧客・経営資源の獲得）
  - ✓ 従業員のメリット（所得増加、自身の能力・キャリア選択肢の拡大、自己実現の追求等、創業に向けた準備期間の確保）
  - ✓ 企業のデメリット（本業への支障、人材流出等、従業員の健康配慮、情報漏洩等様々なリスク管理）
  - ✓ 従業員のデメリット（就業時間の増加による本業への支障等、本業・副業間でのタスク管理の困難さ）
- **1.3 兼業・副業に関する政策的期待**
  - ✓ (1) オープンイノベーションの促進
  - ✓ (2) 自己実現・人材育成の促進を通じた一億総活躍社会の創出への貢献
  - ✓ (3) 成長産業である地方の中小企業や公益的な事業分野への人材供給の活性化
- **1.4 兼業・副業に係る主な課題・論点**
  - ✓ (1) 企業における兼業・副業に係る主な課題・論点
    - 1) 制度的課題・論点（モデル就業規則、労働時間規制（労働時間の通算）、健康配慮義務）
    - 2) 兼業・副業に関する企業側の情報・知識の不足
  - ✓ (2) 従業員における兼業・副業に係る主な課題・論点
    - 最大の原因は、企業が兼業・副業を就業規則等において原則禁止していること
    - 従来の兼業・副業は、所得不足を補完する手段。目指すべき兼業・副業による創業等を行うロールモデルが不足

# 1 - 2. 研究会提言書の概要について

## 2. 先進事例に見る兼業・副業の具体的なメリットと課題の克服

- 2.1 兼業・副業を通じて創業等を行った個人の先進的な取組
  - ✓ 兼業・副業に踏み切った背景・狙い、苦労した点、周囲のサポート、個人にとってのメリット、本業先へのメリットを整理
- 2.2 兼業・副業を容認した企業の先進的な取組
  - ✓ 兼業・副業のルール、兼業・副業に踏み切った背景・狙い、従業員へのサポート、兼業・副業のメリット・デメリットを整理
- 2.3 まとめ
  - ✓ (1) 個人事例にみる従業員側における課題の克服等
    - 1) 就業時間の増加による本業への支障等 2) 本業・副業間でのタスク管理の困難さ
  - ✓ (2) 企業事例にみる経営者側における課題の克服等
    - 1) 本業への支障 2) 人材流出等 3) 従業員の健康配慮 4) 情報漏洩等の様々なリスク管理

## 3. 兼業・副業に関する今後の方向性

- 3.1 基本的な方向性
  - ✓ (1) 労働者の自由としての兼業・副業
  - ✓ (2) 兼業・副業において配慮が必要なポイント
  - ✓ (3) 兼業・副業の推進に関する形態・業種・業態毎のポイント
    - 1) 非労働者として働く場合（自営型副業）の論点
    - 2) 兼業・副業の導入可能性が高い業種・業態
- 3.2 課題克服に向けた施策
  - ✓ (1) 兼業・副業の正確な理解の促進
    - 1) 事例集や企業表彰等による社会的気運の醸成 2) 公務員の兼業・副業解禁の検討
  - ✓ (2) 兼業・副業に意欲のある企業・従業員への支援
    - 1) 地方におけるリーディングケースの創出等 2) 経営者・従業員向け相談体制の整備
  - ✓ (3) 制度的課題の打破
    - 1) 兼業・副業を前提とした「モデル就業規則」の改正
    - 2) 兼業・副業に関連する法的論点に関する関係府省庁への提言の実施

## おわりに～その先の未来～

- 国が兼業・副業の促進を図ることで、パラレルキャリアを望む者を初め、兼業・副業を通じて創業等を実現したいと考えている者の創出及びその創出を促進する民間事業者等を応援する社会（パラレルキャリア・ジャパン）を目指していく。